

社会福祉法人 邦友会

おおたわら総合在宅ケアセンター居宅介護支援事業所

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 邦友会
法人所在地	栃木県大田原市北金丸 2600 番地 7
代表者氏名	理事長 高木邦格
設立年月日	平成 5 年 9 月 17 日
電話番号	0287-20-5100

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所	
事業所の名称	おおたわら総合在宅ケアセンター居宅介護支援事業所	
事業所の所在地	栃木県大田原市北金丸 2600 番地 10 おおたわら風花苑内	
設立年月日	平成 5 年 9 月 17 日	
電話番号・FAX 番号	TEL 0287-20-0155 FAX 0287-22-7253	
指定年月日・事業所番号	平成 16 年 9 月 1 日	大田原市 0971000435 号
管理者の氏名	相澤孝子	
通常の事業の実施地域	大田原市	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月～土曜日（日曜・祝日及び 12/31～1/3 は休業）
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分 営業時間内で不在の場合は留守番電話で対応 それ以外の緊急時は携帯電話で対応 090-4921-6724・080-2558-4254

5. 職員の体制

従業者の職種	常勤	備考
管理者兼主任介護支援専門員	1 名	
介護支援専門員	2 名	
事務職員	(1)	風花苑と兼務

6. 提供するサービスの内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握の上、利用者や家族の希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
 - ・利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (2) ケアプランに基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者や家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、実施状況を把握します。
- (3) 介護保険施設等の利用を希望の場合は、紹介をいたします。
- (4) 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。
- (5) 希望により要介護認定等の申請を代行します。

7. 利用料

- (1) 居宅介護支援の利用料

事業者が法律の規定に基づいて介護保険から給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、該当する下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

基本利用料	料金（円）	備 考
居宅介護支援費（要介護 1， 2）	10,860	（1 か月につき）
居宅介護支援費（要介護 3， 4， 5）	14,110	（1 か月につき）

加算項目	料金（円）	備 考
特定事業所加算Ⅲ	3,230	（1 か月につき）
初回加算	3,000	（初回の利用月に限り）
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500	入院日に情報提供
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000	入院の翌日又は翌々日に情報提供
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500	連携 1 回、カンファレンス参加無
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000	連携 1 回、カンファレンス参加有
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000	連携 2 回、カンファレンス参加無
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500	連携 2 回、カンファレンス参加有
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000	連携 3 回、カンファレンス参加有

通院時情報連携加算	500	診察時に同席し情報提供
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	病院等の求めにより医師等と訪問

＊地域区分 7 級地により、上記に 2.1%が加算となります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

- ・事業所から片道おおむね 30 km未満 無料
- ・事業所から片道おおむね 30 km以上 1,000 円

(3) 利用料金のお支払い方法

1 か月ごとに計算し請求いたしますので、翌月末日までに現金でお支払い下さい。

8. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。電話、FAX、文書、手紙、口頭、ご意見箱などで随時受付けており、苦情解決委員会も設置されております。

事業所相談窓口	電話番号 0287(20)0155 ・ F A X 0287(22)7253 受付時間 8:30～17:30 月曜日～土曜日 苦情受付担当者 介護支援専門員 相澤孝子 苦情解決責任者 センター長 永井進一 第三者委員 本澤節子 連絡先 0287-22-5480 大田原市北金丸 1544-7 第三者委員 櫻岡賢治 連絡先 0287-23-1130 大田原市本町 1-3-1 (大田原市社会福祉協議会 事務局長)
---------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大田原市役所 高齢者幸福課介護管理係	所在地 栃木県大田原市本町 1-4-1 電話番号 0287(23)8865 ・ F A X 0287(23)4521 受付時間 8:30～17:15
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号 028(643)2220 ・ F A X 028(643)5411 受付時間 9:00～17:00

9. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 医療機関との連携

- (1) 入院の際には、速やかに事業所へご連絡いただくとともに、入院先医療機関へ担当介護支援専門員の氏名をお伝えください。担当から医療機関へ情報提供を行い、連携して支援します。
- (2) 平時から医師や歯科医師、薬剤師等と連携し、必要に応じて情報伝達を行います。

11. 虐待防止対策

虐待の発生又はその再発を防止するために、指針に基づいて委員会の開催、研修を定期的に行い、担当者を定めています。

12. 感染症対策

感染症の予防及びまん延防止のために、指針に基づいて委員会の開催、研修、訓練を定期的に行います。

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが提供できるよう、業務継続計画に基づいて研修、訓練を定期的に行います。

14. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 栃木県大田原市北金丸 2600 番地 10
社会福祉法人 邦友会
おおたわら総合在宅ケアセンター居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、これらの事項に同意します。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(代理人) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

利用者との関係